

鳥取県立布勢総合運動消防計画

公益財団法人 鳥取県スポーツ協会

布勢総合運動公園消防計画

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的 (第1条)	1
第2節	防火管理者の権限及び計画の適応範囲 (第2条～第5条)	1
第3節	防火管理委員会 (第6条)	2
第2章	予防管理対策	2
第1節	予防管理組織等 (第7条～第9条)	2
第2節	建物等の自主検査 (第10条)	3
第3節	消防用設備等の点検 (第11条～第14条)	3
第3章	自衛消防活動対策	4
第1節	自衛消防組織 (第15条～第16条)	4
第2節	自衛消防活動等 (第17条～第25条)	5
第4章	震災対策	6
第1節	震災予防措置 (第26条～第30条)	6
第5章	防災教育及び訓練等	8
第1節	防災教育等 (第31条～第32条)	8
第2節	訓練 (第33条)	8
附則		9

布勢総合運動公園消防計画

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園（以下「公園」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適応範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当該公園に勤務、出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、公園の防火管理業務について、すべての責任を持つものとし、防火管理者を選任し防火管理業務を行わせる。

2 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

3 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

4 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は山本一也と蓮佛友紀とし、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 建築物施設等の自主検査の実施及び監督
- (4) 防火対処異物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 火気使用設備・器具及び火気の使用、取扱いの指導、監督
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督
- (8) 地震対策
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への届出及び連絡)

第5条 管理権原者は、次に掲げる業務について消防機関への報告、届出をしなければならない。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。
 - (2) 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき。
 - (3) その他消防法令により義務付けられている届出
- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防機関への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の提出（変更した場合を含む。）
- (2) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
- (3) その他防火管理に関する必要な事項

第3節 防火管理委員会

（防火管理委員会）

第6条 防火管理委員会は、防火管理業務の適正な運営を図るため、園長を委員長に防火管理者を副委員長に、次長、電気主任技術者を委員とする。

- 2 委員会の事務局は、園長の下に置く。
- 3 会議は定例会及び臨時会とし、定例会は3月と9月に開催し、臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。
- 4 審議事項

- (1) 消防計画の変更に関すること。
- (2) 防火対象物・避難施設及び消防用設備等の設置・維持管理に関すること。
- (3) 自衛消防組織の設置・変更及び装備等に関すること。
- (4) 自衛消防隊の訓練の実施細部に関すること。
- (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。
- (6) 火災の際の隣接防火対象物との応援協定に関すること。
- (7) 火災予防上必要な教育に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

（予防管理組織）

第7条 日常の火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに陸上競技場（野球場を含む）及び県民体育館（テニス場を含む）ごとに防火担当責任者（正・副）及び火元責任者（兼務）を別表1のとおり編成する。

（防火担当責任者及び火元責任者の業務）

第8条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火管理者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

（自主点検を実施するための組織）

第9条 自主点検を実施するための点検班を別表2のとおり編成し、消防設備等及び建築施設、火気使用設備・器具、電気設備、危険物施設等について、適正な機能を維持するため定期点検を実施する。なお、消防用設備の外観及び機能点検を専門業者に委託し実施するものとする。

第2節 建物等の自主検査

(建築施設等の自主点検)

第10条 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等について、「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。

2 自主検査の実施時期については、下表のとおりとする。なお、平素においては防火担当責任者が随時行うものとし、不備欠陥等が発見された場合は防火管理者に連絡しなければならない。

建築施設等自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期	
	建 築 物	8月
火気使用設備・器具	8月	1月
危 険 物 施 設	8月	1月
電 気 設 備	8月	1月
防 災 施 設	8月	1月

第3節 消防用設備等の点検

(消防用設備等の点検)

第11条 防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

(1) 消防用設備等自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期	
	消 火 設 備	7月
警 報 設 備	7月	1月
避 難 設 備	7月	1月
そ の 他	7月	1月

(2) 点検検査班が行う点検

点 検 対 象	点 検 時 期	
	作動点検	外観点検
自家発電装置	7月	1月

(防火対象物及び消防用設備等の法定点検)

第12条 管理権原者は、その防火対象物における防火管理上必要な事項及び設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

消防用設備等	点検時期			
	機器点検(外観点検)	作動点検	総合点検	
消火器	7月	1月	7月	
屋内消火栓設備	7月	1月		
スプリンクラー設備	7月	1月		
自動火災報知設備	7月	1月		
非常警報設備	7月	1月		
誘導灯	7月	1月		
自家発電装置	各月			7月 1月
蓄電池設備	7月	1月		1月

(点検結果の記録及び報告)

第13条 建築施設、防火対象物及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を記録し、防火管理維持台帳に保管しなければならない。

2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は管理権原者に報告しなければならない。

3 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を1年に1回、消防機関（湖山消防署長）に報告しなければならない。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

第14条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第15条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限に止めるため自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表3のとおりとする。

(自衛消防隊長等の権限及び任務)

第16条 自衛消防隊長は、火災等の災害が発生したときの自衛消防隊の活動又は訓練を行う場合、その指揮・命令・監督等すべての権限を有するとともに、消防隊との連携を密にし、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるようにしなければならない。

- 2 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 地区隊長は、担当区域の初期活動の指揮統制を図るとともに隊長（本部）への報告及び連絡を密にしなければならない。

第2節 自衛消防活動等

（本部の設置及び任務）

第17条 自衛消防隊長は、正面玄関前又は火災の状況により、発生場所に近い広場に本部を設置し、避難・消火の状況把握、隊長の指示、命令の伝達、関係資料、情報等を確保するとともに、消防隊に協力しなければならない。

（避難経路図）

第18条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並びに職員等に周知徹底させなければならない。

（通報連絡）

- 第19条 火災の発見者は、消防機関（119番）へ「所在、名称及び目標、火災（被害）の状況等」を通報するとともに、自衛消防隊長に知らせ、さらに周辺に火災を知らせなければならない。
- 2 通報連絡係員は、火災の場所及び状況等を自衛消防隊長に報告し、非常放送設備等により必要に応じた手段を講じなければならない。
 - 3 通報連絡係員は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 消防機関への通報の確認、隊長への災害状況の報告及び火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
 - (2) 自衛消防隊長の指示、命令の伝達を行う。
 - (3) 外部（主管課及び消防機関等）との連絡、報告をおこなう。
 - (4) 消防隊が到着した時は、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無及び逃げ遅れた者の有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

（消火活動）

第20条 消火係員は、地区隊員と協力して消火器具及び屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止にあたらなければならない。

（避難誘導等）

- 第21条 避難誘導係員は、別図の避難経路図により誘導すること。
- 2 避難は、原則として出火階の上層階は屋外階段及び出火階反対側屋内階段を、出火階以下の階層は、屋内階段を使用して避難するものとし、エレベーターによる避難は行わない。
 - 3 避難誘導係員の部署は、非常口、階段室前及び行き止り通路とする。また、忘れ物等のため、屋内に戻る者のないようしなければならない。
 - 4 避難誘導にあたっては、放送設備、拡声器又はメガホン等を有効に活用して避難者に避難方向を及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させなければならない。
 - 5 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に連絡しなければならない。

（安全防護措置）

第22条 火災が発生したときは、排煙口の操作の操作を行うとともに、ボイラーの使用停止、各階防火戸、防火シャッター等の閉鎖等を行わなければならない。

(応急救護)

第23条 救護係員は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置しなければならない。

- 2 救護係員は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに搬送しなければならない。
- 3 救護係員は、負傷者等の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならない。

(夜勤勤務時における活動体制)

第24条 夜勤勤務者は、火災等の災害に対して、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関へ通報したあと、初期消火を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をしなければならない。
- (2) 緊急連絡一覧表により、関係者へ急報しなければならない。
- (3) 到着した消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況、燃焼物件、危険物の有無等の情報を提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

(休園日・深夜における活動体制)

第25条 休園日・深夜に発生した火災等の災害に対して、警備会社は次の初動措置を行わなければならない。

- (1) 火災を感知した場合は、ただちに消防署へ通報するとともに、緊急連絡一覧表により、関係者へ急報しなければならない。
- (2) 到着した消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況、燃焼物件等の情報を提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

第4章 地震対策

第1節 震災予防措置

(地震災害の予防措置)

第26条 点検班及び火元責任者は、地震が発生したときの災害を予防するために、各種施設器具の点検検査に合わせて、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊及び落下等を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路及び出入口等の棚、器具その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部に及び周囲には、転倒及び落下の恐れのある物品、その他燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。
- (5) 危険物類の貯蔵、転倒、漏えい等による出火防止措置及び点検をすること。
- (6) その他、地震対策上必要な措置を行うこと。

(備品等)

第27条 地震に備え、下記に掲げる品目を陸上競技場及び県民体育館に備蓄しておくものとする。

備蓄品

備蓄品目	備蓄場所
懐中電灯 携帯ラジオ 医薬品 携帯用拡声器 (メガホン) その他	事務室等 (医務室)

(地震発生後の安全措置)

第28条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して地区隊長に報告すること。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作を行うこと。
- (4) 周囲の機器、物品等の転倒又は落下等による異常があった場合は、その状況を確認して地区隊長に報告すること。
- (5) 防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建築物、火気使用設備・器具及び危険物施設等について点検し、異常があったときは、応急措置を行うこと。
- (6) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (7) 当日の勤務者は、情報を収集するとともに、お客様の安全を確保するために、次の内容を放送すること。
 - ア エレベーターの使用制限
 - イ 落下物等からの身体保護の指示

(地震発生時の活動)

第29条 地震が発生したときの活動は、第3章によるほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) Jアラート及びテレビ、ラジオ等からの情報収集に努め、周辺の状態を把握すること。
- (2) 当日の勤務者は、建築物内外の状態を把握し、放送設備等を活用して来館者に適切な指示を行うこと。
- (3) 公園内に火災が発生した場合は、全力を挙げて消火にあたること。
- (4) 公園内に火災がなく、その他被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火活動に協力するものとする。

(地震発生時の避難)

第30条 地震が発生したときの非難は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長が非難するよう命令するまで安全な場所で待機させること。
- (2) 避難場所は、避難場所の安全が確保されている場合下記の場所に避難させるものとする。

施 設	避 難 場 所
陸上競技場・野球場	中央広場（メインスタンド前の芝広場）
県民体育館・テニスコート	県民体育館東側の親水広場

- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
(4) 避難は、一団となって非難し、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置すること。

第 5 章 防災教育及び訓練等

第 1 節 防災教育等

(防災教育の実施時期及びその内容)

第 3 1 条 防火管理者は、次により防火教育を行うものとする。

対象者	実施時期	内 容
全職員	4 月下旬	消防計画の周知徹底 火災予防上の遵守すべき事項 職員各自の任務及び責任の周知徹底 火災及び地震等の災害が発生したときの対応について 消防用設備等の種類と役割及び使用方法について その他火災予防上必要な事項について

(講演会等)

第 3 2 条 防火管理者は、消防機関が行う講演会及び研修会等に積極的に参加しなければならない。

第 2 節 訓練

(訓練の実施時期及びその内容)

第 3 3 条 防火管理者は、次により訓練を実施するものとし、実施時には、事前に消防機関へ届け出るものとする。

訓練種別	訓 練 内 容	実施時期	
総合訓練	消火・通報・避難誘導の訓練を連携して行う訓練 又、必要に応じて消防機関の指導を要請する	7 月 1 月	
部分訓練	消火訓練	消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う	7 月
	通報訓練	消防機関（119 番）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る	1 月
	避難訓練	避難誘導要領及び非難器具の設定要領の習熟を図る	7 月
基礎訓練	屋内消火栓操法、消防用設備・器具等の取扱い訓練を行なう	随時	
図上訓練	机上で行なう訓練	随時	
震災訓練	自治体が行なう、Jアラートを通じた緊急地震速報による行動訓練を実施する	7 月 1 1 月	

附 則

この消防計画は、昭和60年1月10日から施行する。

平成 2年	4月 1日	改正
平成 6年	5月16日	改正
平成 7年	4月 1日	改正
平成 9年	4月 1日	改正
平成10年	4月 1日	改正
平成12年	5月16日	改正
平成13年	4月 1日	改正
平成14年	4月 1日	改正
平成15年	4月 1日	改正
平成16年	5月16日	改正
平成17年	4月 1日	改正
平成18年	4月 1日	改正
平成19年	4月 1日	改正
平成20年	4月 1日	改正
平成21年	4月 1日	改正
平成22年	4月 1日	改正
平成23年	4月 1日	改正
平成24年	9月 1日	改正
平成28年	4月 1日	改正
平成28年11月	1日	改正
平成28年12月	1日	改正
平成29年	4月 1日	改正
平成29年	7月 1日	改正
平成31年	4月 1日	改正
令和 元年	6月 1日	改正
令和 2年	9月 1日	改正
令和 3年	6月 1日	改正
令和 4年	4月 1日	改正

別表 1 火災予防のための組織編制表

区 分	防 火 管 理 者	防火担当責任者（兼火元責任者）
陸上競技場 （含 野球場）		
県民体育館 （含 テニス場）		

別表 2 自主点検を実施するための組織編制表

区 分	種 別	実 施 区 分	点 検 班
陸上競技場 野球場等	自主点検	屋 内 消 火 栓 設 備 消 火 器 自 動 火 災 報 知 設 備 誘 導 灯	
		建 築 物 火 気 使 用 施 設 電 気 設 備 機 械 設 備	
県民体育館 テニス場等		屋 内 消 火 栓 設 備 消 火 器 自 動 火 災 報 知 設 備 誘 導 灯	
		建 築 物 火 気 使 用 施 設 電 気 設 備 機 械 設 備	

別表 3 自衛消防隊の編成と任務

令和4年4月1日現在

隊長	副隊長	区分	係別	隊員	任 務
自衛消防隊長 園長 (自衛消防隊に対する指揮、命令監督を行う)	自衛消防副隊長 次長 (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する)	陸上競技場・野球場	地区隊長	副主幹	1 隊長からの指揮命令の伝達 2 地区内の非常持ち出し物品の搬出と管理 3 その他、隊長と地区隊との連携に必要な業務
			通報連絡係	スタッフ 嘱託職員	1 消防機関への通報 2 館内への非常放送並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡 ※ 情報収集担当として編成し、Jアラート、テレビ、ラジオ等により情報収集を行う
			消火係	スタッフ 嘱託職員	1 発報区域に直行し、火災かどうかの確認 2 出火場所に直行し、消火器及び屋内消火栓による初期消火 ※ 点検担当として編成し、担当区分の転倒、落下防止設置を行う
			避難誘導係	嘱託職員 嘱託職員 嘱託職員 嘱託職員	1 出火時における避難者の誘導 2 逃げ遅れ者及び要救助者の確認並びに地区隊長への連絡 ※ 平常時と同様の編成とし、地区隊長の指揮により、避難誘導を行う
			安全防護係	嘱託職員	1 非常口の開放並びに開放確認 2 火災発生地区の防火シャッター、防火戸等の閉鎖 3 園内入口バリカーを開放し消防隊の誘導 ※ 点検担当として編成し、上記の消火担当の任務に同じ
			救護係	嘱託職員	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 ※ 応急処置担当として編成し、危険個所の補強、整備を行う
	県民体育館・テニスコート	地区隊長	スタッフ	同上	
		通報連絡係	スタッフ 嘱託職員	同上	
		消火係	スタッフ 嘱託職員	同上	
		避難誘導係	嘱託職員 嘱託職員 嘱託職員 嘱託職員	同上	
		安全防護係	嘱託職員	同上	
		救護係	嘱託職員	同上	

注1) 地区隊の各係は、災害が同時に発生しない限り相互に援助するものとする。

注2) 警戒宣言発令時は、※印の内容で任務を行うものとする。

設 備 内 訳 書

(陸 上 競 技 場)

機 械 名	数 量 等			
	陸上競技場	野 球 場		
粉 末 消 火 器 (加圧式)	22個	9個		
屋 外 消 火 栓	加圧送水装置 (ポンプ・モーターエンジン)	1	1	
	操 作 盤	1	1	
	消 火 栓	10	5	
	呼 水 装 置	1	1	
	放 水 装 置	1	1	
自 動 火 災 報 知 設 備	受 信 機 P - 1 (20回線未満)	1	1	
	差動式スポット型感知器	98	—	
	定湿式スポット型感知器	5	1	
	煙 感 知 器	27	25	
	発 信 器 (P - 1・2級)	10	5	
	音 響 装 置 (ベル)	10	7	
	消 火 栓 起 動 装 置	1	1	
	常 用 電 源 (交流)	1	1	
非 常 用 放 送 設 備	予 備 電 源 (蓄電池設備)	1	1	
	増幅器操作部	増 幅 器 出 力 (200W以上)	1	1
		ス ピ ー カ ー 回 線 (10回線以下)	1	1
		自 動 火 災 報 知 設 備 の 連 動	1	1
		作 動 試 験	1	1
	ス ピ ー カ ー 回 線	58	36	
	起 動 装 置	1	—	
	常 用 電 源	1	1	
	非 常 電 源	1	1	
	誘 導 灯	32	19	
防 火 防 排 煙 設 備	制 御 器 (10回線以下)	1	—	
	煙 感 知 器	4	—	
	防 火 シ ャ ッ タ ー (煙連動式)	2	—	

[実施回数] 外観機能点検 1回/年

外観機能総合点検 1回/年

設備内訳書

(県民体育館)

機 械 名	数 量 等		
	県民体育館	テニスコート	
スプリンクラー補助放水栓設備	加圧送水装置(ポンプ)	1	-
	操 作 盤	1	-
	消 火 栓	26	-
	スプリンクラーヘッド	1001	-
	電 子 ブ ザ ー	19	-
	呼 水 装 置	1	-
	放 水 装 置	1	-
屋外消火栓	加圧送水装置(ポンプ)	1	-
	操 作 盤	5	-
	消 火 栓	1	-
	呼 水 装 置	1	-
	放 水 装 置	1	-
	粉末消火器(加圧式)	83	1.7
自動火災報知設備	受信機 P-1	(53/60回線) 1	(4/5回線) 1
	差動式スポット型感知器	2	14
	定湿式スポット型感知器	16	30
	煙 感 知 器	188	1
	光 電 分 離 型	9	-
	発 信 器 (P-1・2級)	36	4
	音 響 装 置 (ブザー)	1	1
	消火栓起動装置	5	-
	常 用 電 源 (交流)	1	1
	予 備 電 源 (蓄電池設備)	1	1
非常用放送設備	増幅器出力(200w以上)	1	1
	スピーカー回線(10回線以下)	1	1
	自動火災報知設備の連動	1	1
	作 動 試 験	1	1
	ス ピ ー カ ー (個数)	145	39
	起 動 装 置	1	1
	常 用 電 源	1	1
非 常 電 源	1	1	
誘 導 灯	201	6	
防煙設備	制 御 器 (10回線以下)	1	-
	煙 感 知 器 (2, 3階客席通路と連動)	8	-

[実施回数] 外観機能点検 1回/年 外観機能総合点検 1回/年

ネーミングライツに係る提案書

1 目的

ネーミングライツ命名権者を積極的に活用することで、企業の愛称等の周知・定着・普及に協力し、施設への親しみや愛着を深めていただくよう取り組みます。



2021年4月27日 ヤマタスポーツパーク除幕式

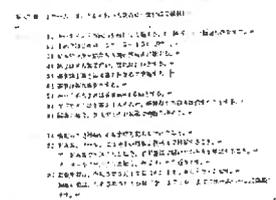
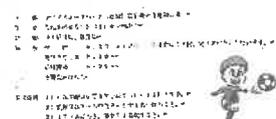
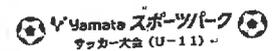
2 提案内容

(ア) ネーミングライツ企業の冠イベントを実施

自主事業で行っているイベントに、ネーミングライツ命名権者の企業名や愛称を付けた冠イベントを実施します。

また、ネーミングライツ企業に協賛いただき、大会参加者の参加賞や景品に、企業に係る品物を提供します。

- 例「ヤマタスポーツパーク サッカー大会」
- 「ヤマタスポーツパーク グラウンド・ゴルフ大会」
- 「ヤマタスポーツパーク 親子ダブルス卓球大会」など



(イ) ネーミングライツ企業との連携

ネーミングライツ企業による社会貢献活動（園内清掃など）、施設を利用した社内レクリエーション活動に全面的に協力します。

また、毎年11月に開催する年に1度の大規模イベント「緑の感謝祭」に企業ブースを設置していただくなど、ネーミングライツ企業との連携をはかり、よりよい施設の管理運営に取り組みます。



毎年11月に開催する緑の感謝祭

(ウ) 公用車や移動遊具にネーミングライツ企業名のステッカーを貼付

園内で使用する公用車や自転車、園内を走る大型移動遊具に愛称の入ったステッカーを貼付し、周知につとめます。



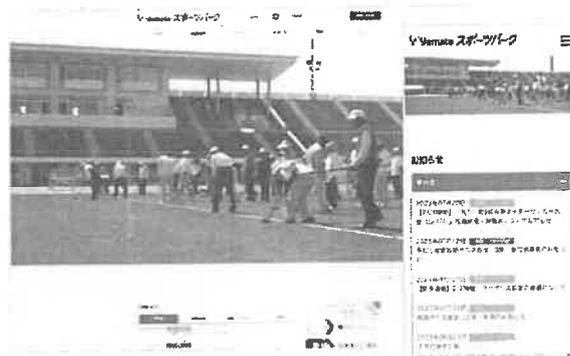
(エ) パンフレットや封筒などの印刷物に記載

施設パンフレットや封筒などに愛称を記載し、周知につとめます。



(オ) 公園ホームページへの記載

公園ホームページに愛称の記載と、企業カラーを使用し、周知につとめます。



(カ) 関係機関への愛称使用、周知の働きかけ

大会関係者や報道機関が大会要項及びポスターなどで広報する場合、愛称を使用していたくように働きかけます。



